－寒冷地手当問題で大学との和解成立－　　2006.7.20 北大職組

寒冷地手当引き下げ凍結＝２万円に相当

次年度以降は支給額・支給方法を北大独自で決定

□　和解の内容

６月 26 日の道労委での和解交渉において、大学側は今年度の寒冷地手当の引き下げ凍結（扶養家族がある世帯主で２万円減額の凍結）を主とする和解案を提示しましたが、組合は全教職員が救済される和解案の再提示を求めました。その後２回（７月４日、13 日）の団体交渉を行い双方の主張の調整を行った結果、７月 13 日に確認書（裏面参照）を取り交わして和解が成立しました。これにより、組合は道労委への救済の申し立てを取り下げました。

2006 年度に一時金等を上乗せし、全教職員の不利益を救済することについては実現できませんでしたが、2007 年度において寒冷地手当の北大独自の支給額および支給方法を検討する中で、これの実現を目指すことになりました。海外出張の際の日割り減額処置は１ヶ月を越える場合を除き廃止することになりました。また、道労委への救済申し立ての根本原因であった交渉の持ち方についても一項を設け、労使交渉の十分な時間の確保と関係資料の提示を行うことを確認しました。

□　全国で初めての都道府県労働委員会での審問

今回の道労委への救済申し立ては、2004 年 10 月の寒冷地手当の一方的な引き下げに対して行われたものです（「北海道大学不当労働行為事件」）。この間、５回の審問ならびに６回の労使双方への「調査」が行われ、延べ 200 人以上の組合員が審問傍聴に参加しました。すべての審問の内容は組合ＨＰで見ることができます。

給与等の交渉に関し、都道府県労働委員会への救済申し立てを行ったのは北大職組が初めてであり、全国的にも注目を集めてきました。道労委は労使関係の正常化を強く求め、最終盤で和解の仲介へと動きました。大学側も、この間の組合の運動と道労委の姿勢を受け、当初の和解拒否から和解案の提示へとその態度を転換しました。

和解内容は、組合の要求からみると必ずしも十分なものではありませんが、この和解が北大における労使関係改善の第一歩と考え、組合も合意に至ったわけです。

□　人事院勧告からの離脱

今回の和解合意内容で重要なのは、2007 年度に寒冷地手当の支給額ならびに支給方法を「北大独自」に決定するという点です。この前段には「社会の状況を勘案して」という制約条件が付されていますが、従来の人勧＝給与法の枠組みを一歩もでないという交渉姿勢からの転換は、大学側の意識の変化として一定程度評価できるものです（大学側も、これまでの「社会一般の情勢＝人勧」と区別をつけるために、確認書では文言をわざわざ「状況」に変えました）。全国的にみても人勧枠から離脱した交渉実現は画期的であり、しかもそれが寒冷地手当支給の重点地域である北大で実現されたことは重要です。

□　交渉能力をもつ強力な組合の構築を！

とはいえ、このことは逆に言えば、国立大学横並びすなわち制度的「保護」からの自立をも意味します。過半数組合を実現し、交渉能力を高めること、これが待遇改善のための力となります。和解を契機として、働きがいのある北大をめざして、組合に結集しましょう。要求の実現には、全教職員の意思の反映が必要であり、是非多くの教職員の皆さんが積極的に組合に加入されるよう訴えるものです。

北海道大学教職員組合

電話／FAX　011-746-0967
http://ha4.seikyou.ne.jp/home/kumiai

※　裏面に「和解確認書」と「寒冷地手当支給額表」を掲載

確　認　書

北海道大学教職員組合から北海道労働委員会に「救済」の申し出のあった平成１７年道委不第１２号「北海道大学不当労働行為事件」の審査に関して，申立人の北海道大学教職員組合と被申立人の国立大学法人北海道大学との間で和解に向けて協議した結果，下記のとおり合意したので確認する。

記

１．本件申し立てがなされたことに鑑み，より良好な労使関係の構築が必要であることを相互に確認する。

２．平成１８年度に支給する寒冷地手当の額は，平成１７年度支給額に据え置くこと。

３．平成１９年度以降の寒冷地手当の支給額および支給方法については，社会の状況を勘案して北大独自に決定するものとし，詳細は組合と大学で誠実に協議するものとする。
　第１回目の協議の申し出は，大学から行うこと。

４．寒冷地手当に係る本邦外における日割り計算での減額措置の運用については，月の全部が本邦外の場合以外は，減額措置をとらないこと。

５．今後とも，給与その他の労働条件の変更の提案にあたっては，十分な労使協議の時間を確保し，その根拠となる関係資料を提示して両者誠意をもって交渉すること。

６．平成１７年道委不第１２号「北海道大学不当労働行為事件」の申し出については，これを取り下げること。

平成１８年　７月１３日

申立人　　北海道大学教職員組合執行委員長
坂　下　明　彦

被申立人　国立大学法人北海道大学総長
中　村　睦　男

寒冷地手当支給額表

２級地　　札幌市、苫小牧市、厚岸郡厚岸町、余市郡余市町、有珠郡壮瞥町、亀田郡七飯町

２級地	世帯主						その他	
	扶養3人以上		扶養1人または2人		扶養なし			
	手当額	月額	手当額	月額	手当額	月額	手当額	月額
03 年度	215,300		188,100		117,300		76,400	
04 年度	185,300	37,060	158,100	31,620	87,300	17,460	46,400	9,280
05 年度	165,300	33,060	138,100	27,620	67,300	13,460	44,000	8,800
06 年度	145,300	29,060	118,100	23,620	65,300	13,060		
07 年度	125,300	25,060	116,800	23,360				
08 年度	116,800	23,360						